

青森県報

第三千六百六十五号

平成二十一年
十一月二十四日
(火曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の指定……………(建築住宅課) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……三
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

告 示

青森県告示第七百四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年十一月二十四日

名 称	八戸市頃巻沢埋立地跡地	埋立地の区分	八戸市南郷区大字頃巻沢字鬼ノ目三三三の七の一部、三三三の一〇の一部
指 定 区 域	政令第三十号(昭和三十九年四月二日)第三十条の二		

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百四十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 区 域	指 定 年 月 日
社会福祉法人阿闍羅会	生活介護	ワークキヤンパス大鱈	南津軽郡大鱈町大字三ツ目内字水沢出口一七	平成二〇一〇	
社会福祉法人阿闍羅会	就労継続B型	ワークキヤンパス大鱈	南津軽郡大鱈町大字三ツ目内字水沢出口一七	"	
社会福祉法人阿闍羅会	就労移行支援	ワークキヤンパス大鱈	南津軽郡大鱈町大字三ツ目内字水沢出口一七	"	
アリスサポート株式会社	障害福祉サービス	アリスサポート株式会社弘前在宅サービスセンター	弘前市大字小比内四丁目五の一	三・二・一	

アースサポ 株式会社	東京都渋谷区本 町一丁目八の七	重度訪問 介護	アースサポ 株式会社	弘前市大字小比 内四丁目五の一	"
---------------	--------------------	------------	---------------	--------------------	---

青森県告示第七百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 クシイ十五番タ	社会福祉 法人恵徳社	上北郡東北 町古屋敷	上北郡東北 町古屋敷	共同生活 介護	共同生活 介護	指定障害福祉サービス 事業者
弘前市大字 宮川一丁目 一の二	上北郡東北 町古屋敷	上北郡東北 町古屋敷	上北郡東北 町古屋敷	共同生活 介護	共同生活 介護	主たる事務 所の所在地
居宅介護	共同生活 介護	共同生活 介護	共同生活 介護	共同生活 介護	共同生活 介護	障害福祉 サービスの 種類
ケアサポ 番一ト十五	障害者ケ アホーム 第一けや	障害者ケ アホーム けやき	障害者ケ アホーム けやき	あさひ荘	あさひ荘	障害福祉サー ビス事業 を行う事業 所
弘前市大字 城東四丁目 六の二	上北郡東北 町南三の 三三	上北郡東北 町南三の 三三	上北郡東北 町南三の 三三	上北郡東北 町南三の 三三	上北郡東北 町南三の 三三	所在地
三・九三	"	平成 二〇・一	平成 二〇・一	年月日	年月日	変更

青森県告示第七百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
八戸市大字市川町字下大谷地二の五 木田 茂美	市川区域	市川漁業協同 組合の地区	専らほつき貝け た網漁業を営む 漁業	
八戸市大字市川町字堂ノ下三六の三 工藤 末松	市川区域	市川漁業協同 組合の地区		
八戸市大字市川町字橋向四の二 木村 清吾	市川区域	市川漁業協同 組合の地区	1及び2に掲げ る漁業以外の漁 業	
八戸市大字市川町字市川後二 木村 義博	市川区域	市川漁業協同 組合の地区		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	医療法人 仙知会	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	重度訪問 介護	重度訪問 介護
ヘルパー ヨステア イシケン アイ	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	ヘルパー ヨステア イシケン アイ	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	居宅介護	居宅介護
一田高弘 二杉前 三字市 五反大 の字	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	一田高弘 二杉前 三字市 五反大 の字	弘前市大字 高屋字本宮 四八の四	ヘルパー ヨステア イシケン アイ	ヘルパー ヨステア イシケン アイ
"	三・一〇・一	"	三・一〇・一	年月日	年月日

青森県告示第七百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年月日
五所川原市字上平井町四の四から五所川原市字上平井町一三の二まで	四七・〇〇メートル	〇・八〇メートルから三・八〇メートルまで	平成 三・二・六
五所川原市字上平井町一〇六の六から五所川原市字上平井町二九地先まで	六一・二〇メートル	二・一〇メートルから二・二五メートルまで	"
五所川原市字上平井町四の二から五所川原市字上平井町一まで	三五・〇〇メートル	一・二〇メートルから二・二〇メートルまで	"
五所川原市字大町一四の四から五所川原市字大町一三の二地先まで	二四・五〇メートル	二・六〇メートルから四・四〇メートルまで	"
五所川原市字本町四の一から五所川原市字本町四の七まで	二六・〇〇メートル	三・〇〇メートル	"
五所川原市字本町四の四の〇〇から五所川原市字本町四の四の一〇〇地先まで	一八・〇〇メートル	三・〇〇メートル	"
五所川原市字旭町八の五から五所川原市字旭町六の二まで	四四・八〇メートル	〇・八〇メートルから五・六〇メートルまで	"
五所川原市字大町三二の五から五所川原市字旭町八の五まで	二七・六〇メートル	五・六〇メートルから八・〇〇メートルまで	"

五所川原市字大町二六の二〇〇から五所川原市字上平井町二〇〇の二〇〇まで	七五・〇〇メートル	一・二〇メートルから一・四〇メートルまで	"
五所川原市字本町四四の一から五所川原市字本町四四の四まで	二二・二〇メートル	〇・〇〇メートルから二・〇〇メートルまで	"

青森県告示第七百四十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 第一号の表中
- 「一本町支店」―八戸市大字湊町
 - 「一本町支店」―八戸市小中野八丁目
 - 「青い森信用金庫十和田湖町支店」―十和田市大字奥瀬
- 「」を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バイオマス・水素エネルギーネットワーク
- 三 代表者の氏名
金谷 年展
- 四 主たる事務所の所在地
青森市長島二丁目一の五 みどりやビル九F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、環境保全と循環型社会の構築、および地域経済の活性化を目指して、市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進することと、「バイオマスを中心とした再生可能な自然エネルギー、及び水素エネルギー」(以下、「クリーンエネルギー」という)の普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもつて、地球環境の保全、および、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭